

社会福祉法人日田市社会福祉協議会 役員の報酬等に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人日田市社会福祉協議会(以下「本会」という。)の役員、評議員等(以下「役員等」という。)に対する報酬及び費用弁償について、必要な事項を定めるものである。

(役員)

第2条 この規程において、役員とは、理事及び監事をいう。

(報酬等の支給)

第3条 役員には、勤務形態に応じて次のとおり報酬を支給する。

- (1) 常勤役員については、報酬、期末手当を支給する。
- (2) 非常勤役員については、理事会及びその他会議への出席、監事監査への出席等の場合に、別表1の報酬及び旅費規程に基づく旅費を支給する。

(常勤役員の報酬等の算定方法)

第4条 常勤役員に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

- (1) 報酬については、別表2に定める額
- (2) 期末手当については、別表3に定める額
- (3) 通勤手当については、職員給与規程第10条の規程に準ずる額を支給することができる。

2 常勤役員が職務のため出張したときは、旅費規程に基づき、旅費を支給する。

(報酬等の支給方法)

第5条 常勤役員に対する報酬等の支給時期は、次の各号による報酬等の区分に応じて定める時期とする。

- (1) 常勤役員の報酬については、毎月20日とする。ただし、その日が休日に当たるときは、職員給与規程第5条に準じた日とする。
- (2) 期末手当については、毎年6月及び12月とする。

- 2 報酬等は、通貨をもって本人に支給する。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。
- 3 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額を控除して支給する。

(公 表)

第6条 本会は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2①に定める報酬等の支給基準として公表するものとする。

(改 廃)

第7条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

(補 則)

第8条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事会の決議を経て、会長が別に定めるものとする。

附 則

- 1 この規程は平成17年3月22日から施行する。
- 2 この規程は平成18年12月1日から施行する。
- 3 この規程は平成29年4月1日から施行する。

別表1 非常勤役員の報酬

日額 3,000円

別表2 常勤役員の報酬

会長 月額 200,000円

別表3 常勤役員の期末手当

6月支給分 報酬月額×1か月分

12月支給分 報酬月額×1か月分